



Phil Company, Inc.

株式会社 フィル・カンパニー

証券コード：3267

第17期 定時株主総会招集ご通知



開催日時

2022年2月22日（火）午前10時
（受付開始：午前9時30分）



開催場所

東京都千代田区九段北1丁目8番10号
住友不動産九段ビル3階
ベルサール九段 ホールA+B

※末尾記載の「株主総会会場ご案内図」を
ご参照ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

- 株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、可能な限り株主総会会場へのご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。





Phil Company, Inc.

株主の皆様へ

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

第17期定時株主総会を2022年2月22日(火曜日)に開催いたしますので、ここに「招集ご通知」をお届けいたします。

当社グループはPhil＝共存共栄を企業理念として、土地オーナー・入居者・地域にとって三方良しとなる企画である「空中店舗フィル・パーク」及びガレージ付賃貸住宅「プレミアムガレージハウス」を事業展開しております。

現在、当社グループを取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症の流行に端を発した社会的な影響を始め、脱炭素社会への対応、少子高齢化を背景とした都市のスポンジ化による未活性空間の増加等、目まぐるしいスピードで変化しております。

このような環境の中、「空中店舗フィル・パーク」においては、依然として本格的な回復までに時間を要しておりますが、引き続き粘り強く営業活動を行いながら反動需要にも確実に備えてまいります。一方、ガレージ付賃貸住宅「プレミアムガレージハウス」においては、この一年間で前期比3.7倍の成約数(26件)、同4.6倍の受注高(1,360,169千円)を記録するなど、「空中店舗フィル・パーク」に続く重要な柱として、今後、更なる成長が期待されます。

またこの度、企業の持続的成長と持続可能な社会の両立を実現するため、当社グループが目指す姿を「未活性空間の価値を最大化する事業創造会社」と再定義し、その第一段階として2024年11月期を最終年度とする中期経営計画を策定いたしました。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症を取り巻く状況の中、当社グループへのご支援を賜り誠にありがとうございます。引き続き、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2022年2月吉日

代表取締役社長 能美 裕一



eyecity

XO 新横浜
かとう眼科

Hot Yoga 溶岩石

GRAND

HAMA TWO-WAY

FOR RENT BUYING & SELLING
DESIGN HOUSE

GRACE HOTEL
新横浜駅 徒歩5分

GRACE HOTEL
新横浜駅 徒歩5分

禁止

株主各位

東京都千代田区富士見二丁目12番13号
株式会社フィル・カンパニー
代表取締役社長 能美裕一

第17期定時株主総会招集ご通知

記

1. 開催日時 2022年2月22日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 開催場所 東京都千代田区九段北1丁目8番10号
住友不動産九段ビル3階 ベルサール九段 ホールA+B

3. 会議の目的事項 報告事項

1. 第17期（2020年12月1日から2021年11月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第17期（2020年12月1日から2021年11月30日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 |
| 第7号議案 | 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件 |

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://philcompany.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

◎次の事項は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、上記の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ①会計監査人の状況
- ②会社の体制及び方針
- ③連結株主資本等変動計算書
- ④連結計算書類の連結注記表
- ⑤株主資本等変動計算書
- ⑥計算書類の個別注記表

以上

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

●当社の対応について

ご来場之际し、発熱が認められる方や体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声がけをして入場をご遠慮いただくことがございます。

株主総会当日においては、報告内容の簡素化、役員及びスタッフのマスク着用などの措置を講じますことをご了承ください。

その他、消毒液の設置などの感染予防措置を講じておりますので、ご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

●株主の皆様へのお願い

当日は株主様の健康状態にかかわらず、極力、株主総会へのご来場はお控えいただくようお願い申し上げます。

議決権は書面またはインターネットにて、事前にご行使いただけますのでご検討くださいようお願い申し上げます。

株主総会にご出席される株主様におかれましては、ご自身の体調をご確認のうえ、ご来場の際はマスクの着用をお願いいたします。

また、感染による影響が大きいとされるご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方は特に慎重なご判断をお願いいたします。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

<https://philcompany.jp/ir/>

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

●当日ご出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時 2022年2月22日（火曜日）午前10時

●書面郵送による議決権行使



当日ご出席されない場合は、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご送付ください。

議決権行使期限 2022年2月21日（月曜日）午後6時必着

●インターネット等による議決権行使



次頁をご参照のうえ、QRコードを読み取る「スマート行使」による方法、又は議決権行使ウェブサイト <https://www.tosyodai54.net>にて、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

2022年2月11日（金・祝日）午前5時～2月14日（月）午前5時までの期間は、システムメンテナンス作業のため、議決権行使ウェブサイトのご利用ができませんので、あらかじめご承知おきください。

議決権行使期限 2022年2月21日（月曜日）午後6時まで

詳細は次頁「インターネット等による議決権行使のご案内」をご覧ください。>>>

お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人である東京証券代行株式会社（以下）までお問い合わせください。

- (1) インターネット等による議決権行使の操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-88-0768 （9：00～21：00）
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-49-7009 （平日9：00～17：00）

【機関投資家の皆様へ】

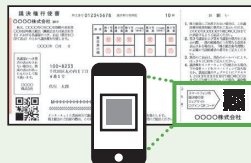
上記のインターネット等による議決権行使のほかに、予めお申込された場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネット等による議決権行使のご案内

スマートフォンにてQRコードを読み取る方法「スマート行使」

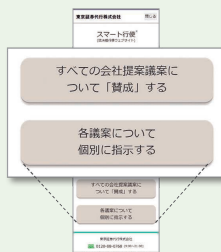
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにてログインすることができます。

- 1 スマートフォンにて議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

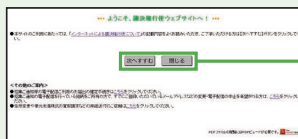
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://www.tosyodai54.net>

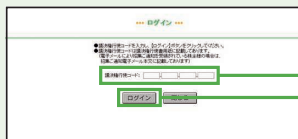


- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

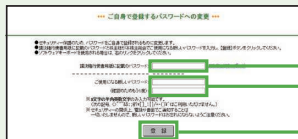
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使についての注意事項

※議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効といたします。複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効といたします。

※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、通信料金及びプロバイダへの接続料金等は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

※パソコンまたはスマートフォン等による議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。また、携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

※パスワード（株主様に変更されたものを含みます）は、本定時株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は、新たに発行いたします。

※パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。

※パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされご使用できなくなります。ロックされた場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社グループにおいては、当連結会計年度において新型コロナウイルスのワクチン接種が進み、経済活動の正常化に向けた動きが見られる中で、当社を取り巻く事業環境についても徐々に上向いていき、「開発販売スキーム」においては、大型案件3件の販売用不動産の販売引渡が完了し、販売額も当初計画を上回る金額で売却することができました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高5,432百万円（前年同期比36.8%増）、売上総利益1,705百万円（前年同期比96.1%増）、営業利益724百万円（前年同期比456.5%増）、経常利益713百万円（前年同期比626.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益407百万円（前年同期は19百万円）となりました。経営指標の中では売上総利益率が31.4%となり、上場来最高値を更新しました。

つきましては、コロナ禍による厳しい環境下においてもご支援をいただきました株主の皆様へ感謝の意を表し、普通株式1株当たり10円の特別配当を実施させていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10円
(うち、コロナ禍におけるご支援に対する感謝配当10円)
配当総額 56,127,200円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年2月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を一層強化することでコーポレート・ガバナンス体制の更なる充実に図るとともに、権限委任による意思決定と業務執行を迅速化し、持続的な企業価値の向上を目指すことを目的として、監査等委員会設置会社へ移行するものであります。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 当社が新たに企画した空中店舗フィル・パークへ移転することで、人員の増加に伴うスペースを確保するとともに、モデルルーム機能も備えることで営業力の強化を図るため、第3条（本店の所在地）を東京都千代田区から東京都中央区へ変更するものであります。本変更につきましては、附則第2条に規定のとおり、2022年12月29日までに開催される取締役会において決定される本店移転日をもって効力を生ずるものとします。
- (3) 機動的な配当政策及び資本政策の実施を図るため、剰余金の配当等を取締役会の権限においても決定できるよう変更案第32条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、これに伴い、同条の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）を削除するものであります。
- (4) 上記の各変更に伴う条数の変更及びその他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本定款変更は、第3条の変更を除き、本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

（下線部は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第2条（条文省略）	第1条～第2条（現行どおり）
（本店の所在地）	（本店の所在地）
第3条 当社は、本社を東京都千代田区に置く。	第3条 当社は、本社を東京都中央区に置く。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p>
<p>第5条 (条文省略)</p>	<p>第5条 (現行どおり)</p>
<p>第2章 株式</p>	<p>第2章 株式</p>
<p>第6条 (条文省略)</p>	<p>第6条 (現行どおり)</p>
<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第8条～第11条 (条文省略)</p>	<p>第7条～第10条 (現行どおり)</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>第12条～第17条 (条文省略)</p>	<p>第11条～第16条 (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>9名以内とする。</u></p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、<u>10名以内とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>定める</u>ことができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。<u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>2 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選定する</u>ことができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第25条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第28条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第28条 監査等委員会は、その決議によって常勤の<u>監査等委員</u>を選定することができる。</p>

現 行 定 款

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

変 更 案

(監査等委員会の招集通知)

第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(削除)

(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第<u>36</u>条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第<u>37</u>条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="padding-left: 2em;">2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第<u>38</u>条 <u>当社は、取締役会の決議によって毎年5月31日を基準日として、中間配当をすることができる。</u></p> <p>第<u>39</u>条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第<u>31</u>条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第<u>32</u>条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第<u>33</u>条 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">2 当社の中間配当の基準日は、毎年5月31日とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第<u>34</u>条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第17期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>2 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、第17期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関し、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、なお、従前の例による。</u></p> <p>(本店の所在地の変更に関する経過措置)</p> <p><u>第2条 第3条（本店の所在地）の変更は、2022年12月29日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって、その効力を生じるものとする。なお、本附則第2条は、本店移転効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行し、取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）9名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者の指名に関しましては、独立社外取締役を過半数とする任意の指名・報酬委員会にて客観的な立場から答申を行い、取締役会において決定いたしました。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役の候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会への出席状況
1	再任 能美 裕一	代表取締役社長	100% (16回中16回)
2	再任 高野 隆	取締役	100% (16回中16回)
3	再任 肥塚 昌隆	取締役 (企画開発本部 本部長)	100% (16回中16回)
4	再任 西村 洋介	取締役 (経営管理本部 本部長)	100% (16回中16回)
5	再任 小豆澤 信也	取締役 (戦略事業本部 本部長)	100% (16回中16回)
6	再任 福島 宏聡	取締役 (企画開発本部 部長)	100% (16回中16回)
7	新任 吉水 将浩	—	—
8	再任 大津 武 社外 独立	取締役	100% (16回中16回)
9	再任 佐藤 孝幸 社外 独立	取締役	100% (16回中16回)

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 大津武氏及び佐藤孝幸氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任に限定する契約を締結しております。大津武氏及び佐藤孝幸氏の社外取締役選任の承認をいただいた場合には、上記契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令で定める額としております。
4. 当社は、大津武氏及び佐藤孝幸氏を東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として同取引所に届け出ております。大津武氏及び佐藤孝幸氏の選任議案が承認された場合、引き続き独立役員に指定する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

候補者
番号

1

の
能美 裕一

(生年月日：1974年4月6日)

再任

略歴、地位及び担当

1998年 4月	株式会社ジャック（現株式会社カーチスホールディングス）入社	2014年 3月	株式会社フィル・コンストラクション取締役就任
2000年 7月	株式会社ヤングリース設立 同社代表取締役就任	2015年 2月	当社取締役副社長就任
2003年 4月	株式会社リラク（現株式会社メディアロム）取締役就任	2015年 6月	当社代表取締役副社長就任
2004年 10月	同社常務取締役就任	2015年 10月	当社代表取締役社長就任（現任）
2009年 3月	当社取締役就任	2021年 1月	株式会社プレミアムガレージハウス代表取締役CEO就任（現任）
		2021年 7月	株式会社フィルまちづくりファンディング取締役就任（現任）

所有する当社株式の数

193,600株

取締役在任期間

12年11ヶ月
(本総会最終時)

取締役会への出席状況

16回/16回 (100%)

重要な兼職の状況

株式会社プレミアムガレージハウス代表取締役CEO
株式会社フィルまちづくりファンディング取締役

取締役候補者とした理由

能美裕一氏は、当社の代表取締役社長として、当社グループ全体の意思決定において常にリーダーシップを発揮し、経営の最高責任者としての豊富な経験と見識を活かし、当社グループのガバナンス体制の強化に努めてまいりました。今後も当社の持続的な成長と企業価値向上の実現のために欠かせない人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

2

たかの
高野 隆

(生年月日：1960年6月25日)

再任

略歴、地位及び担当

1979年 4月	株式会社三景パルファン入社	2008年 10月	当社取締役就任（現任）
1986年 6月	株式会社ホワイトオーフ入社	2014年 3月	株式会社フィル・コンストラクション代表取締役就任（現任）
1997年 9月	株式会社フタバ入社		
1999年 4月	同社取締役就任	2019年 1月	株式会社プレミアムガレージハウス取締役就任（現任）
2008年 9月	当社入社		

所有する当社株式の数

140,100株

取締役在任期間

13年4ヶ月
(本総会最終時)

取締役会への出席状況

16回/16回 (100%)

重要な兼職の状況

株式会社フィル・コンストラクション代表取締役
株式会社プレミアムガレージハウス取締役

取締役候補者とした理由

高野隆氏は、取締役として、また当社子会社である株式会社フィル・コンストラクションの代表取締役として、設計・施工等の建築分野における豊富な経験と見識を有しており、当社グループにおける建築部門を統括しております。今後も当社の持続的な成長と企業価値向上の実現のために欠かせない人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

3

こえづか
肥塚 ますたか
昌隆

再任

(生年月日：1979年9月17日)

略歴、地位及び担当

2003年 4月	株式会社フージャースコーポレーション入社	2016年 2月	当社取締役企画開発部長就任
2007年 4月	同社建築部事業計画課長	2018年 7月	当社取締役企画開発本部長就任(現任)
2011年 1月	当社入社	2020年 2月	株式会社フィル・コンストラクション取締役就任(現任)
2014年 1月	当社企画支援室長	2021年 1月	株式会社プレミアムガレージハウス取締役COO就任(現任)
2014年 9月	当社執行役員企画開発部長兼企画支援室長		
2015年 11月	当社執行役員企画開発部長		

重要な兼職の状況

株式会社プレミアムガレージハウス取締役COO
株式会社フィル・コンストラクション取締役

取締役候補者とした理由

肥塚昌隆氏は、取締役企画開発本部長として、フィル・パーク及びプレミアムガレージハウスの企画・提案について豊富な経験を有しており、また、一級建築士としての見識から設計・施工の工程においても精通し、企画開発部門を統括しております。今後も当社の持続的な成長と企業価値向上の実現のために欠かせない人材であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

所有する当社株式の数

57,200株

取締役在任期間

6年(本総会終結時)

取締役会への出席状況

16回/16回(100%)

候補者
番号

4

にしむら
西村 ようすけ
洋介

再任

(生年月日：1977年11月12日)

略歴、地位及び担当

1998年 4月	株式会社エイチ・アイ・エス入社	2018年 2月	株式会社フィル・コンストラクション取締役就任(現任)
2009年 6月	株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド入社	2019年 3月	当社取締役経営管理本部長就任(現任)
2013年 1月	当社入社	2021年 1月	株式会社プレミアムガレージハウス取締役就任(現任)
2014年 6月	当社経営管理部長		
2014年 9月	当社執行役員経営管理部長		
2018年 2月	当社取締役経営管理部長就任		

重要な兼職の状況

株式会社フィル・コンストラクション取締役
株式会社プレミアムガレージハウス取締役

取締役候補者とした理由

西村洋介氏は、取締役経営管理本部長として、上場会社での経理・財務・IR分野における豊富な経験に加え、総務・IT等幅広い分野においても見識を有しており、経営管理部門を統括しております。今後も当社の持続的な成長と企業価値向上の実現のために欠かせない人材であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

所有する当社株式の数

37,200株

取締役在任期間

4年(本総会終結時)

取締役会への出席状況

16回/16回(100%)



候補者
番号

5

あずさわ しんや
小豆澤 信也

再任

(生年月日：1979年6月29日)

略歴、地位及び担当

2006年12月	有限責任監査法人トーマツ入所	2018年3月	株式会社ユカ監査役就任（現任）
2010年11月	公認会計士登録	2018年10月	株式会社Trophy取締役就任（現任）
2014年1月	小豆澤公認会計士事務所開業	2019年3月	株式会社フィルまちづくりファンディング代表取締役就任（現任）
2014年9月	当社内部監査室長		当社取締役戦略事業本部長就任（現任）
2015年9月	経営革新等支援機関認定	2020年2月	株式会社プレミアムガレージハウス取締役就任
2016年12月	当社入社 当社執行役員社長室長		
2018年2月	当社取締役社長室長就任		

所有する当社株式の数

6,200株

取締役在任期間

4年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

16回／16回（100%）

重要な兼職の状況

株式会社Trophy取締役
株式会社フィルまちづくりファンディング代表取締役

取締役候補者とした理由

小豆澤信也氏は、取締役戦略事業本部長として、フィル・パーク事業における経営戦略・新規事業・資本業務提携の分野において、公認会計士としての豊富な経験と見識を活かし、戦略事業部門を統括しております。今後も当社の持続的な成長と企業価値向上の実現のために欠かせない人材であると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。



候補者
番号

6

ふくしま ひろあき
福嶋 宏聡

再任

(生年月日：1974年3月13日)

略歴、地位及び担当

1998年7月	株式会社第一販促入社	2009年6月	同社取締役就任
2000年3月	株式会社ノヴェル入社	2013年3月	当社入社
2003年2月	エクスパダイト株式会社入社	2018年2月	当社執行役員
2006年9月	株式会社ウィルワン入社	2019年1月	株式会社プレミアムガレージハウス代表取締役就任
2007年4月	株式会社リラク（現株式会社メディアロム）入社	2020年2月	当社取締役企画開発本部 部長就任（現任）

所有する当社株式の数

10,000株

取締役在任期間

2年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

16回／16回（100%）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

福嶋宏聡氏は、WEBマーケティングやフィル・パークの企画・提案を始め、株式会社プレミアムガレージハウスを子会社化した際の代表取締役を務めるなど、フィルパーク及びプレミアムガレージハウスの企画開発部門の業務に精通しております。今後も当社の持続的な成長と企業価値向上の実現のために欠かせない人材であると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

7

よしみず
まさひろ
吉水 将浩

新任

(生年月日：1983年2月23日)

略歴、地位及び担当

2007年 7月 アシュランドジャパン株式会社(現ASKケミカルズジャパン株式会社)入社
2013年 1月 当社入社
企画開発部

2020年 4月 当社社長室長兼新卒教育長
2021年 1月 株式会社プレミアムガレージハウス取締役就任(現任)
2021年 6月 当社人事本部長兼新卒教育長(現任)

所有する当社株式の数

12,700株

重要な兼職の状況

株式会社プレミアムガレージハウス取締役

取締役候補者とした理由

吉水将浩氏は、入社以来企画開発部門や新卒教育部門に携わり、幅広い業務経験と知識を有しております。また、2021年6月より人事本部長として、当社の将来を担う人材採用及び人材育成に取り組んでおります。当社の持続的な成長と企業価値向上の実現のために欠かせない人材であると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

8

おおつ
たけし
大津 武

再任

(生年月日：1962年1月11日)

社外

独立

略歴、地位及び担当

1985年 4月 株式会社丹青社入社
1999年 4月 同社業務管理部長
2002年 4月 中小企業診断士登録
2002年12月 株式会社リンガーハット入社
(社長特命担当課長)
2004年 6月 株式会社ナムコ入社
2005年 4月 同社第二プロデュースグループリーダー
2008年 2月 株式会社丹青社入社 (リテールクリエーション統括部長)

2009年11月 株式会社ティーアンドティー取締役常務就任
2011年 2月 株式会社丹青モールマネジメント(現JLLモールマネジメント株式会社)取締役常務就任
2012年 2月 同社代表取締役社長就任
2016年 2月 当社取締役就任(現任)
2016年12月 JLLモールマネジメント株式会社取締役会長就任(現任)

所有する当社株式の数

1,100株

社外取締役在任期間

6年(本総会終結時)

取締役会への出席状況

16回/16回(100%)

重要な兼職の状況

JLLモールマネジメント株式会社取締役会長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大津武氏は、JLLモールマネジメント株式会社の取締役会長を務めるなど、流通・サービスに関する経営戦略・マーケティング全般や商業施設開発・運営などに関し、豊富な経験と見識を有しております。その経験と見識に基づいた経営の監督とチェック機能が期待され、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。



候補者
番号

9

さとう たかゆき
佐藤 孝幸

(生年月日：1969年10月10日)

再任

社外

独立

略歴、地位及び担当

1992年 4月	スイス・ユニオン銀行(現UBS)東京支店入行	2006年 10月	ステート・ストリート信託銀行株式会社社外監査役就任
1993年 9月	ソシエテ・ジェネラル銀行東京支店入行	2007年 6月	株式会社ミクシイ社外監査役就任
1996年 4月	デロイト・トウシュ・トーマツ会計事務所(米国サン・フランシスコ事務所)入所	2018年 6月	株式会社メイコー社外監査役就任(現任)
1997年 7月	米国公認会計士(モンタナ州)登録	2019年 6月	AI inside株式会社社外監査役就任
2000年 10月	弁護士登録(東京弁護士会所属)	2019年 9月	全研本社株式会社社外監査役就任(現任)
2002年 4月	佐藤経営法律事務所開設代表就任(現任)	2020年 2月	当社社外取締役就任(現任)
2004年 7月	エース損害保険株式会社(現Chubb損害保険株式会社)社外監査役就任	2021年 6月	AI inside株式会社社外取締役(監査等委員)就任(現任)

重要な兼職の状況

佐藤経営法律事務所代表
株式会社メイコー社外監査役
AI inside株式会社社外取締役 (監査等委員)
全研本社株式会社社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

佐藤孝幸氏は、弁護士としての職務を通じて培われた法律・コンプライアンス等に関する専門的な知識及び豊富な経験を有しております。その経験と見識に基づいた経営の監督とチェック機能が期待され、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。

所有する当社株式の数

0株

社外取締役在任期間

2年 (本総会終結時)

取締役会への出席状況

16回/16回 (100%)

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会／監査役会への出席状況
1	新任 かね こ ま り 理 金 子 麻 理	常勤監査役	取締役会 100% (16回中16回) 監査役会 100% (14回中14回)
2	新任 かわ の や す し 川 野 恭 社外 独立	監査役	取締役会 100% (16回中16回) 監査役会 100% (14回中14回)
3	新任 に し の ひ ろ こ 西 野 比呂子 社外 独立	監査役	取締役会 100% (16回中16回) 監査役会 100% (14回中14回)

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 川野恭氏及び西野比呂子氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 西野比呂子氏の戸籍上の氏名は、中西比呂子であります。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、金子麻理氏、川野恭氏及び西野比呂子氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。金子麻理氏、川野恭氏及び西野比呂子氏の監査等委員である取締役選任の承認をいただいた場合には、上記契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令で定める額としております。
5. 当社は、川野恭氏及び西野比呂子氏を東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として同取引所に届け出ております。川野恭氏及び西野比呂子氏の選任議案が承認された場合、引き続き独立役員に指定する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。



候補者
番号

1

かねこ
金子 麻理

(生年月日：1962年8月23日)

新任

略歴、地位及び担当

1986年 4月	日本IBM株式会社入社	2008年 6月	Beni LLC設立 代表就任
2002年 3月	一橋大学大学院商学部経営学科修士課程修了	2014年 1月	当社入社
2006年 8月	米国公認会計士登録	2014年 2月	当社常勤監査役就任 (現任)
2006年 9月	Fujita Rashi(USA)入社 同社会計担当責任者	2014年 3月	株式会社フィル・コンストラクション監査役就任 (現任)
		2019年 1月	株式会社プレミアムガレージハウス監査役就任 (現任)

所有する当社株式の数

12,000株

監査役在任期間

8年 (本総会最終時)

取締役会への出席状況

16回／16回 (100%)

監査役会への出席状況

14回／14回 (100%)

重要な兼職の状況

株式会社フィル・コンストラクション監査役
株式会社プレミアムガレージハウス監査役

監査等委員である取締役候補者とした理由

金子麻理氏は、財務及び会計について幅広い知識を有しており、また、豊富な経験と高い見識をもとに当社の重要な意思決定や業務執行に関する監査・監督において適切な提言・助言をいただいております。今後もその経験・見識を活かしていただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。



候補者
番号

2

かわの やすし
川野 恭

(生年月日：1972年9月3日)

新任

社外

独立

略歴、地位及び担当

1996年 11月	井上税務会計事務所、株式会社井上不動産鑑定事務所入社	2001年 3月	税理士登録
2000年 1月	アクタス国際会計事務所 (現アクタス税理士法人) 入所 アクタスマネジメントサービス株式会社入社	2007年 9月	ルース総合会計事務所設立 代表就任 (現任) 株式会社ルース・コンサルティング設立 代表取締役就任 (現任)
2000年 8月	不動産鑑定士登録	2014年 2月	当社監査役就任 (現任)

所有する当社株式の数

23,000株

社外監査役在任期間

8年 (本総会最終時)

取締役会への出席状況

16回／16回 (100%)

監査役会への出席状況

14回／14回 (100%)

重要な兼職の状況

ルース総合会計事務所代表
株式会社ルース・コンサルティング代表取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

川野恭氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計、税務、不動産について幅広い知識を有しております。今後もその豊富な経験と高い見識を当社の監査・監督に活かしていただけることが期待され、職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。



候補者
番号

3

にし の ひ ろ こ
西野 比呂子

(生年月日：1976年10月21日)

新任

社外

独立

略歴、地位及び担当

2003年10月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
あさひ・狛法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所

2013年 5月 大知法律事務所にパートナーとして参画（現任）

2016年 2月 当社監査役就任（現任）

2017年11月 株式会社フードコネクション監査役就任（現任）

2017年12月 日神プライベートレジリート投資法人監督役員就任（現任）

重要な兼職の状況

大知法律事務所パートナー

所有する当社株式の数

700株

社外監査役在任期間

6年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

16回／16回（100%）

監査役会への出席状況

14回／14回（100%）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

西野比呂子氏は、弁護士の資格を有しており、様々な分野での専門的な法律知識を有しております。今後もその豊富な経験と高い見識を当社の監査・監督に活かしていただけることが期待され、職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

(ご参考)

本定時株主総会において、第3号議案及び第4号議案を原案どおりご承認いただいた場合の取締役会の構成及び各取締役が有する知識・経験・能力は、以下のとおりとなります。

氏名	当社における地位	各取締役が有する知識・経験・能力						
		企業経営 事業戦略	財務・会計 M&A	法務 ガバナンス	人事 人材開発	営業 マーケティング	IT	技術・品質 研究開発
能 美 裕 一	代表取締役社長	○			○	○	○	
高 野 隆	取締役							○
肥 塚 昌 隆	取締役					○		○
西 村 洋 介	取締役		○				○	
小豆澤 信 也	取締役	○	○					
福 嶋 宏 聡	取締役					○		
吉 水 将 浩	取締役				○	○		
大 津 武 社外 独立	取締役	○				○		
佐 藤 孝 幸 社外 独立	取締役		○	○			○	
金 子 麻 理	取締役 (常勤監査等委員)		○					
川 野 恭 社外 独立	取締役 (監査等委員)		○					
西 野 比呂子 社外 独立	取締役 (監査等委員)			○				

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2016年4月13日開催の臨時株主総会において年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。決議当時の員数5名。）とご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、昨今の経済情勢、当社の事業規模、役員報酬の支給水準、取締役の増員及び今後の動向等を総合的に勘案し、指名・報酬委員会の答申も踏まえ、年額500,000千円以内（うち社外取締役分は50,000千円以内）とさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は8名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名（うち社外取締役2名）となります。

なお、監査等委員会設置会社移行後の各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する役員報酬等の具体的な内容等は、移行後の取締役会で承認され、改定予定であります「取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針」に基づき決定いたします。当該方針は基本的に事業報告に記載の「取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」（本招集ご通知45頁）と同内容とする予定でありますので、相当であると考えております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額50,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、かかる金額は2016年4月13日開催の臨時株主総会においてご承認いただいている監査役の報酬等の限度額と同一であり、本議案は、実質的に監査等委員会設置会社への移行前の監査役の報酬等の限度と同一の報酬等の限度をご承認いただくことをお願いするものであることから相当であると考えております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社は、2020年2月20日開催の第15期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）を対象に、業績達成度に応じて当社株式及び当社株式の時価相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）の給付を行う業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入についてご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として当社が監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、現在の取締役に対する本制度に係る報酬枠に代え、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する本制度に係る報酬等の額及び内容を改めて決定することについて、ご承認をお願いするものであります。

具体的には、第5号議案としてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の限度額とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する本制度に係る報酬等の額及び内容についてご承認をお願いするものであります。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴うものであり、本制度の内容は2020年2月20日開催の第15期定時株主総会においてご承認いただきました内容と実質的に同一であり、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、当社の中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的としております。

また、当社の「取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」は事業報告〔本招集ご通知45頁〕に記載のとおりであり、当社は監査等委員会設置会社への移行後も本制度は当該方針にも沿うものであり、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、本制度の詳細につきましては、下記2.「本制度における報酬等の額及び内容」の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役は社外取締役を除く6名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役（監査等委員である取

締役及び社外取締役を除く。)は7名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

2. 本制度における報酬等の額及び内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社取締役会で定める役員株式給付規程（以下、「役員株式給付規程」という。）に基づいて、取締役（社外取締役を除くものとし、監査等委員である取締役は本制度の対象外とする。以下、「取締役」といい、断りがない限り同様とする。）に対して付与するポイントの数に相当する数の当社株式等を、本信託を通じて、給付する株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として、各事業年度の業績確定後とします（詳細については下記（8）のとおりとします。）。

(2) 本制度の対象者

当社の取締役とします。

(3) 本制度の対象期間

当社は、2020年2月20日開催の第15期定時株主総会の決議に従い、2020年11月末日で終了した事業年度から2022年11月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度または取締役会で決議した期間を、それぞれ「対象期間」という。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しております。

今般、当社は監査等委員会設置会社への移行に伴い、受益者要件を満たす取締役を受益者とする本信託を存続させることといたします。

(4) 信託期間

2020年4月から本信託が終了するまでとし、本信託の信託期間については、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものとしております。なお、本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了するものとしてします。

(5) 本信託に株式取得資金として拠出する信託金の上限

当社は、当初対象期間に対応する本制度に基づく取締役へ当社株式等の給付を行うた

めの当社株式の取得資金として、73百万円の資金を本信託に拠出し、本信託を設定しております。また、当初対象期間経過後も本制度が終了するまでの間、当社は、対象期間ごとに、175百万円を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の開始日の直前に本信託の信託財産内に残存する当社株式（当該対象期間の前までの各対象期間において取締役が付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除く。）及び金銭（以下、あわせて「残存株式等」という。）があるときは、当該残存株式等の額（残存株式については、当該対象期間の開始日の前日における時価をもって当該金額とする。）と追加拠出される信託金の合計額は、上記の上限額の範囲内とします。

(6) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株数の上限

本信託による当社株式の取得は、上記（5）により当社から拠出された株式取得資金を原資として、上記（5）に記載される上限額の範囲内で株式市場（ToSTNeT取引を含む）を通じて行います。本信託は、当初対象期間において、26,700株を取得しております。

(7) 取締役給付する当社株式数の算定方法及び上限

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位及び業績目標（注）の達成度等に応じて算出されたポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、11,000ポイントを上限とします。これは現在の当社役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、付与されたポイントは、取締役に對する株式給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（1ポイント未満の端数は切り捨てることとします）。ただし、本総会において本議案のご承認をいただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、当社は、その比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式の換算比率について合理的な調整を行います。

(注) 対象期間中の業績目標は、各事業年度における通期決算に係る連結ベースの営業利益とし、各事業年度の業績目標の達成度から求められる業績連動係数は、0%～150%の範囲で変動するものとします。

具体的には、各事業年度の連結ベースの営業利益について、予算を未達成の場合に

は0%とし、予算を上回った場合にはその達成度に応じて100%~150%の範囲で変動するものとします。

(8) 取締役に対する当社株式等の給付

原則として、各事業年度のポイント（上記（7）におけるポイント）付与後において、取締役が役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合には、取締役が役員株式給付規程に定める受益者確定手続を行うことにより、当該事業年度において付与されたポイント数に応じた数の当社株式を給付します。ただし、一定割合については、納税資金確保の観点から、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を給付します。なお、金銭の給付を行うため、本信託内で当社株式を売却する場合があります。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式（すなわち、上記（8）により取締役に給付される前の当社株式）に係る議決権については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、一律不行使とします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取り扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は、本信託が受領し、当社株式の取得資金や本信託に係る信託報酬等に充当されます。

(11) 信託期間終了時の取り扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、当社の取締役会決議により、消却する、または、取締役と利害関係のない公益法人等へ寄付することを予定しています。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する本制度の対象者に対し、各々の付与ポイントの数に応じて、按分して給付する、または、取締役と利害関係のない公益法人等へ寄付することを予定しています。

(12) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

以上

1. 当社グループの現況に関する事項

1 財産及び損益の状況

区 分	第14期 (2018年11月期)	第15期 (2019年11月期)	第16期 (2020年11月期)	第17期 (当連結会計年度) (2021年11月期)
売上高	4,739,078千円	7,024,711千円	3,970,760千円	5,432,354千円
営業利益	637,128千円	1,096,344千円	130,256千円	724,912千円
経常利益	615,782千円	1,076,605千円	98,192千円	713,276千円
親会社株主に帰属する 当期純利益	415,076千円	600,812千円	19,660千円	407,470千円
1株当たり当期純利益	75.00円	106.63円	3.42円	72.25円
総資産額	4,113,195千円	5,373,324千円	5,149,302千円	5,450,312千円
純資産額	1,995,764千円	2,983,879千円	2,854,840千円	2,774,114千円
1株当たり純資産額	359.20円	516.05円	497.97円	498.05円

(注) 1. 単位未満を切り捨てにより表示しております。

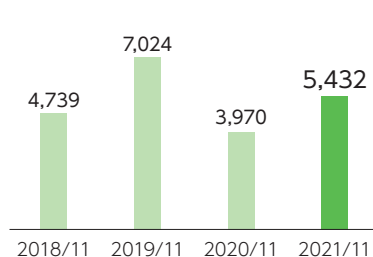
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

3. 1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。

4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第15期の期首から適用しており、第14期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値を記載しております。

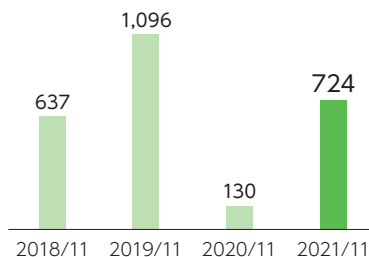
売上高

(単位：百万円)



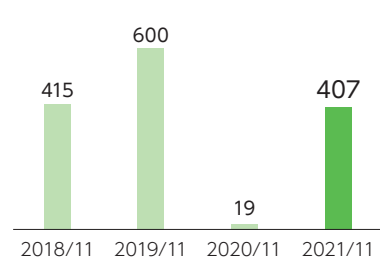
営業利益

(単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



2 当連結会計年度の事業の状況

(1) 主要な事業内容（2021年11月30日現在）

当社グループは、Phil＝共存共栄を企業理念として、土地オーナー・入居者・地域にとって三方良しとなる企画である、「空中店舗フィル・パーク」事業を展開しております。駐車場の上空や駅から離れた場所などの未活性空間に「空中店舗フィル・パーク」やガレージ付賃貸住宅「プレミアムガレージハウス」を企画・提供し、その場所の需要に応じた空間の活性化を推進してまいります。

また、当社グループが目指す姿を「未活性空間の価値を最大化する事業創造会社」と定義し、企業の持続的成長と持続可能な社会の両立を実現してまいります。

(2) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2020年12月1日から2021年11月30日まで）における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の流行が続く中、変異株の急激な拡大、医療体制のひっ迫による緊急事態宣言の再発出など、依然として厳しい状況下にありました。また、ワクチン接種が促進される中、感染症流行の収束への期待や動向が国内外の経済に与える影響について慎重に見定めなければならない状況が続いております。

このような状況の中、当社グループでは、土地オーナーに土地活用商品の企画提案をする「請負受注スキーム（既存土地オーナー向けサービス）」と、不動産投資家に当社が土地を購入し土地活用商品の開発から販売までを行う「開発販売スキーム（不動産投資家向けサービス）」の両スキームでソリューションサービスを提供してまいりました。「請負受注スキーム」においては、コインパーキングの存在する商業エリアを主な企画対象としている小型商業施設「空中店舗フィル・パーク」と、駅から遠い土地や住宅街エリアを主な企画対象としている、ガレージ付賃貸住宅「プレミアムガレージハウス」を事業展開しております。

① 当期の売上総利益率（31.4%）が上場来最高値を更新

当連結会計年度における「請負受注スキーム」の竣工引渡件数は16件、「開発販売スキーム」の販売引渡件数は3件となりました。「開発販売スキーム」においては、大型案件3件の販売用不動産の販売引渡が完了し、販売額も当初計画を上回る金額で売却することができました。この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高5,432,354千円（前年同期比36.8%増）、売上総利益1,705,785千円（前年同期比96.1%増）、営業利益724,912千円（前年同期比456.5%増）、経常利益713,276千円（前年同期比626.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益407,470千円（前年同期は19,660千円）となりました。経営指標の中では売上総利益率が31.4%となり、上場来最高値を更新しました。

② 金融機関からの問い合わせ件数（440件）が過去最高値を更新

前連結会計年度において、コロナ禍後を見据え金融機関とのビジネスマッチング契約を強化した結果、当連結会計年度の金融機関からの問い合わせ件数は440件と過去最高値を更新しました（従来のもっとも高い問い合わせ件数は2019年11月期の345件）。特にプレミアムガレージハウスに関する問い合わせ件数が239件と、全問い

合わせ件数の50%を超えております。プレミアムガレージハウスにおいては、車庫としてだけでなく趣味や仕事の場所として多様なニーズを満たす「新しい生活様式を実現できる空間」として認知され、当社独自の入居待ち登録システムへの登録件数は増加し続け、需要に対し供給が追いついていない状況が続いております。

③ プレミアムガレージハウスの受注高（13億6,000万円）が前期比4.6倍

当連結会計年度における「請負受注スキーム」の請負受注件数は31件、受注高は3,054,069千円となりました。内訳は、空中店舗フィル・パークの請負受注件数が5件、受注高が1,693,900千円（前年同期は981,202千円）、プレミアムガレージハウスの請負受注件数が26件、受注高が1,360,169千円（前年同期は294,077千円）と、プレミアムガレージハウスの受注高は前期比4.6倍となりました。

空中店舗フィル・パークにおいては、新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言の発出の影響を受けて、土地オーナーを紹介する金融機関側の様子見姿勢が強まり問い合わせ数は横ばいとなっており、受注件数の本格的な回復には依然として時間がかかっております。一方で、ワクチン接種が促進される中で持ち直しの動きが続くことが期待され、前期の受注高と比べ回復基調となっております。

プレミアムガレージハウスにおいては、2019年1月の連結子会社化した当時は建築機能を有しておりませんでした。前連結会計年度のコロナ禍において、当社グループの設計・建築業務を担う株式会社フィル・コンストラクションにて設計・建築工程の見直しを行い、空中店舗フィル・パークと同水準の収益を生み出せる仕組みに改善いたしました。このことによりプレミアムガレージハウスが金融機関経由で土地オーナーに対して提案できる水準の土地活用商品となり、またコロナ禍におけるガレージ付賃貸住宅に対する需要の拡大も追い風となって、当連結会計年度の金融機関経由でのプレミアムガレージハウスに関する問い合わせが増加し、受注高も増加傾向となっております。

当連結会計年度の「請負受注スキーム」並びに「開発販売スキーム」における、竣工引渡件数及び販売引渡件数は、下表のとおりとなります。

「請負受注スキーム」

竣工引渡件数	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
2021年11月期	0件	3件	4件	9件	16件
2020年11月期	1件	7件	13件	7件	28件

「開発販売スキーム」

販売引渡件数		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
2021年11月期	土地建物	0件	1件	1件	1件	3件
2020年11月期	土地建物	0件	0件	0件	1件	1件

次に、当連結会計年度の営業状況及び成長力・成長性を表す指標である「請負受注スキーム」における受注高、受注件数及び受注残高の状況につきましては、下表のとおりとなります。

「請負受注スキーム」

受注高※ 1	第 1 四半期		第 2 四半期		第 3 四半期		第 4 四半期	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
2021年11月期	7件	1,463,673	5件	605,161	7件	390,197	12件	595,037
2020年11月期	5件	731,234	0件	9,948	1件	28,755	9件	505,341

受注高※ 1		第 1 四半期～第 4 四半期合計		
		件数	金額(千円)	前年同期比
2021年11月期 (内訳)	空中店舗フィル・パーク	5件	1,693,900	172.6%
	プレミアムガレージハウス	26件	1,360,169	462.5%
	合計	31件	3,054,069	239.5%
2020年11月期 (内訳)	空中店舗フィル・パーク	8件	981,202	—
	プレミアムガレージハウス	7件	294,077	—
	合計	15件	1,275,279	30.4%

※ 1 受注高とは、上記連結会計期間における空中店舗フィル・パーク事業「請負受注スキーム」(内装工事等の追加工事の受注を含む)の新規受注金額の合計(売価ベース)となります。

受注残高※ 2	金額(千円)	前年同期比
2021年11月期 期末時点	2,587,870	177.5%
2020年11月期 期末時点	1,458,000	43.4%

※ 2 受注残高とは、上記時点における空中店舗フィル・パーク事業「請負受注スキーム」(内装工事等の追加工事の受注を含む)の竣工引渡前の受注金額の残高合計(将来の売上見込金額)となります。

また、土地の購入及び土地活用商品の開発から販売までを行う取り組みである「開発販売スキーム」における、当連結会計年度の開発状況を表す指標である開発プロジェクト総額見込及び用地取得契約件数の状況につきましては、下表のとおりとなります。

「開発販売スキーム」

開発プロジェクト総額見込※ 3	件数	金額(千円)	前年同期比
2021年11月期 期末時点	3件	403,381	18.7%
2020年11月期 期末時点	5件	2,155,974	127.5%

※ 3 開発プロジェクト総額見込とは、「開発販売スキーム」において用地取得契約後プロジェクトを開始した土地活用商品の、上記時点における土地及び建物の完成にかかる見込額の合計(将来の売上原価見込金額)となります。

用地取得契約件数	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
2021年11月期	0件	0件	1件	0件	1件
2020年11月期	1件	1件	0件	0件	2件

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資等の総額は、10,737千円であります。その主な内容は、フィル・パーク博多キャナルシティ前及びフィル・パーク京都四条河原町などの内装工事費用によるものであります。

(4) 資金調達の状況

当社は、「開発販売スキーム」における土地仕入資金の機動的な調達を行うため、株式会社みずほ銀行と特別当座貸越契約（借入極度額1,000百万円）を締結しております。また、機動的な資金調達を行うため、株式会社三菱UFJ銀行との間で500百万円の当座貸越契約を締結しております。なお、当連結会計年度において、当座貸越契約の借入枠については使用しておりません。

3 対処すべき課題

当社グループにおいては、今後、商業系商品である空中店舗フィル・パークと、住宅系商品であるプレミアムガレージハウスとの両輪で「未活性空間の価値を最大化する事業創造会社」を目指し、持続的に成長していくことを基本戦略として当社グループの企業価値向上に努めてまいります。

そのために、以下の経営課題を解決していかなければならないと認識しております。

(1) 継続的な人材採用及び人材教育、並びに専門性の高い人材の確保

当社グループにおいては、フィル・パーク事業の持続的な成長のために、優秀な人材の確保が引き続き重要な課題であると認識しております。

人材採用においては未来の会社作りを担う新卒と成果にコミットするプロフェッショナル人材に注力し、人材教育においては経営陣が自ら新卒の人材教育を行い、理念や価値観の共有を徹底し、早期の経営人材への育成に努めております。人材評価においては入社年次やキャリアに依存しない成果による評価を行い、新卒3年目でマネージャー職に昇進するなど、評価と報酬体系を連動させた仕組みにしております。直近3年間は全国採用イベントへの参加や大学との連携により新卒採用に注力し企画開発人材を拡充するとともに、新規事業領域や専門領域におけるフォロー体制を充実させるためプロフェッショナル人材の中途採用を重視いたします。

新卒人材とプロフェッショナル人材で構成されたチームにより高い業務水準の維持と人材育成を両立しながら、3年間で100名超の人材採用を目標としております。

(2) ガレージ付賃貸住宅プレミアムガレージハウスの認知度・ブランド力及び信用力の向上

ガレージ付賃貸住宅は昨今のライフスタイルの多様化や価値観の変化から、ガレージの利用方法も車を置くだけの場所から趣味や仕事も楽しむ「新しい生活様式を実現できる空間」として認知され、当社独自の入居待ち登録件数が3,500件を超えるなど、需要に対し供給が追いついていない状況が続いております。

このような環境下で、当社連結子会社である株式会社プレミアムガレージハウスは、マーケットの変化に対応し新しい時代に向かってライフスタイルを提案する企業としての進化を目指しており、「ガレージのある生活のワクワク感」を表現したロゴマーク（「街」×「多様性」×「ガレージ」）への変更やホームページのリニューアルに向けた取り組みを行ってまいりました。2023年2月までに全国TVCMの放映を始めとした広告を活用し、プレミアムガレージハウスの認知度・ブランド力及び信用力の向上に努めてまいります。

(3) デジタル基盤の構築

プレミアムガレージハウスについては独自工法の認定取得を計画しており、フランチャイズモデルの構築及び全国展開を見据えた社内の業務生産性向上のため、デジタル基盤の構築に注力してまいります。3年間で約10億円を投じ、アプリケーションとデータ基盤を整備・活用することでビジネスにおける成果を創出します。また、ホームページを起点に、入居待ち登録システム上の入居検討者、問い合わせのあった土地オーナー、工務店の情報を統合し、オンラインプラットフォームのベースとしてまいります。

なお、開発販売スキームにおける自社ブランドのファンド組成や、社内業務フローにおけるデジタルシステム化の推進についても積極的に取り組んでまいります。

(4) 事業パートナーとの業務提携・連携による未活性空間の増加問題の解決

当社グループを取り巻く環境においては、少子高齢化を背景とした都市のスポンジ化による未活性空間の増加が日本の社会問題の一つとして挙げられます。

このような社会問題について当社事業の成長における最大の機会と捉え、「低未利用土地」等の上空空間や駅から遠い場所などの未活性空間の価値を最大化し、街に活気を生み出すことが重要な課題であり使命であると認識しております。

あらゆる未活性空間の活性化のために、官民間問わずシナジー効果のあるパートナーとの連携を積極的に推進してまいります。

(5) 内部管理体制の強化

当社グループは成長投資フェーズにあると認識しているため、業務の効率化やリスク管理、法令順守を目的とした内部管理体制の強化が引き続き重要な課題であると認識しております。

当社グループは信頼性の益々の向上のため、経営の公正性・透明性の確保に注力してまいります。そのために、経営管理本部を中心に内部監査室・外部協力機関と連携をとり、内部管理体制の更なる強化に取り組んでまいります。

4 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社フィル・コンストラクション	20,000千円	100%	空中店舗フィル・パークの建築
株式会社プレミアムガレージハウス	35,100千円	100%	ガレージ付賃貸住宅の企画提案

5 主要な事業所 (2021年11月30日現在)

本社 東京都千代田区富士見二丁目12番13号

6 従業員の状況 (2021年11月30日現在)

従業員区分 (連結)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
48名	3名増	35.5歳	2.8年

従業員区分 (個別)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
38名	6名増	29.4歳	2.3年

7 主要な借入先及び借入金額 (2021年11月30日現在)

主要な借入先及び借入金額は下記のとおりです。

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	123,024千円
株式会社りそな銀行	100,000千円

(注) 当社は、「開発販売スキーム」における土地仕入資金の機動的な調達を行うため、株式会社みずほ銀行と特別当座貸越契約（借入極度額1,000百万円）を締結しております。また、機動的な資金調達を行うため、株式会社三菱UFJ銀行との間で500百万円の当座貸越契約を締結しております。なお、当連結会計年度において、当座貸越契約の借入枠については使用していません。

2. 株式に関する事項 (2021年11月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 17,100,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,778,000株 (自己株式165,280株を含む)
- (3) 株主数 3,889名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
高橋伸彰	千株 690	% 12.30
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	469	8.37
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	465	8.30
合同会社NOB	320	5.70
日本郵政キャピタル株式会社	280	4.99
株式会社日本カストディ銀行 (信託口9)	228	4.06
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB)	199	3.55
能美裕一	193	3.45
高野隆	140	2.50
楽天証券株式会社	132	2.35

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。
 3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。また、自己株式は大株主から除外しております。
 4. 自己株式には、役員向け株式給付信託及び従業員向け株式給付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が所有する当社株式49,000株を含めておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

(自己株式の取得)

当社は、株式市場の変化に対応し1株当たりの価値を高めるとともに、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を図るため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定により、2021年4月13日開催の当社取締役会決議に基づき、2021年4月16日から2021年6月30日の間、東京証券取引所における市場買付けにより、164,900株（発行済株式総数に対する割合は2.8%）の自己株式を総額489,027千円で取得いたしました。

3. 新株予約権等に関する事項

当事業年度末日における新株予約権の状況

(1) 新株予約権の数 3,580個

(2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 473,000株

(3) 当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価額）	行使期間	個数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役(社外取締役を除く。)	第9回（1株につき1,685円）	2019年2月1日～ 2027年1月31日	1,000個	普通株式 200,000株	5名
	第10回（1株につき4,505円）	2020年2月1日～ 2027年12月28日	1,640個	普通株式 164,000株	5名
社外取締役	第9回（1株につき1,685円）	2019年2月1日～ 2027年1月31日	25個	普通株式 5,000株	1名
監査役	第9回（1株につき1,685円）	2019年2月1日～ 2027年1月31日	80個	普通株式 16,000株	3名
	第10回（1株につき4,505円）	2020年2月1日～ 2027年12月28日	30個	普通株式 3,000株	1名

(注) 当社は、2017年4月15日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そのため、第9回新株予約権の行使価額及び目的となる株式の数が調整されております。

4. 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の氏名等 (2021年11月30日現在)

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
代表取締役社長	能 美 裕 一	株式会社プレミアムガレージハウス代表取締役CEO 株式会社フィルまちづくりファンディング取締役	193,600株
取締役	高 野 隆	株式会社フィル・コンストラクション代表取締役 株式会社プレミアムガレージハウス取締役	140,100株
取締役 企画開発本部長	肥 塚 昌 隆	株式会社プレミアムガレージハウス取締役COO 株式会社フィル・コンストラクション取締役	57,200株
取締役 経営管理本部長	西 村 洋 介	株式会社フィル・コンストラクション取締役 株式会社プレミアムガレージハウス取締役	37,200株
取締役 戦略事業本部長	小豆澤 信 也	株式会社Trophy取締役 株式会社フィルまちづくりファンディング代表取締役	6,200株
取締役	福 嶋 宏 聡	—	10,000株
取締役	大 津 武 社外 独立	JLLモールマネジメント株式会社取締役会長	1,100株
取締役	佐 藤 孝 幸 社外 独立	佐藤経営法律事務所代表 株式会社メイコー社外監査役 AI inside株式会社社外取締役(監査等委員) 全研本社株式会社社外監査役	0株
常勤監査役	金 子 麻 理	株式会社フィル・コンストラクション監査役 株式会社プレミアムガレージハウス監査役	12,000株
監査役	川 野 恭 社外 独立	ルース総合会計事務所代表 株式会社ルース・コンサルティング代表取締役	23,000株
監査役	西 野 比呂子 社外 独立	大知法律事務所パートナー	700株

- (注) 1. 取締役大津武及び佐藤孝幸は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役川野恭及び西野比呂子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役金子麻理は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 監査役川野恭は、税理士の資格を有しており、財務及び会計、税務、不動産に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 監査役西野比呂子は、弁護士資格を有しており、専門的な知識と経験を有しております。
 6. 監査役西野比呂子の戸籍上の氏名は、中西比呂子であります。
 7. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

(1) 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役報酬は、毎月定額にて支給される基本報酬（固定報酬）、業績に連動して支給する賞与（業績連動報酬）、及び業績連動型株式報酬によって構成され、当社グループの経営戦略・事業環境、職責及び業績連動報酬における目標達成の難易度等を踏まえ、他の上場企業群の水準動向等を参考に、中長期的な企業価値・株主価値の向上を重視し、業績向上に対するインセンティブとして有効に機能するように設定しております。

当該方針については、取締役会の任意の諮問委員会である指名・報酬委員会（独立社外取締役が委員の過半数を占め、かつ独立社外取締役が委員長を務める。）での審議を経て、取締役会で決定します。

当事業年度の実績等の内容につきましては、任意の指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っていることから、取締役会は、その内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

当社の監査役の報酬は、法令等に定める監査役機能を十分に果たすために必要な報酬額を株主総会において承認された報酬限度額の範囲内で監査役会で協議し決定しております。

①基本報酬（固定報酬）

各取締役の職位や職務執行に対する評価、業績等を総合的に勘案して決定しております。

②賞与（業績連動報酬）

連結経常利益を指標として内規に基づき決定しております。賞与（業績連動報酬）に係る指標として連結経常利益を選択した理由は、当社グループの収益力を客観的に評価できる指標であるためです。基礎とした2021年11月期の連結経常利益の額は、目標200百万円に対し、713百万円の実績となり、達成率は356.5%となりました。

③業績連動型株式報酬

当社は、非金銭報酬等として、株式給付信託を利用した業績連動型株式報酬制度を導入しております。株式給付信託を利用した株式報酬の交付株式数の算定の基礎として選定した業績指標は、連結営業利益であります。また、当該業績指標を選定した理由は、当社の収益力を客観的に評価できる指標であるためです。

各取締役への交付株式数は、以下の算定方法により交付株式数が決定されます。一定の割合の交付株式は、信託内で売却換金したうえで、株式に代わり金銭で交付いたします。

<算定方法>

年間付与ポイント＝役位別基本ポイント（※1）×業績連動係数（※2）

（※1）役位別基本ポイント

各事業年度の11月末における対象者の役位に応じて次のとおり決定されます。

代表取締役 2,000ポイント、取締役1,000ポイント

1ポイントあたり当社普通株式1株に換算することによって交付株式数が決定されます。

(※2) 業績連動係数

本制度に係る評価指標は、各事業年度における通期決算に係る連結ベースの営業利益に対する達成率とし、下表の値を達成度係数とします。2021年11月における連結営業利益の目標は、200百万円に対し、724百万円の実績となり、その達成率は362.0%となりました。

(表)

達成率	係数
150%以上	1.5
140%以上150%未満	1.4
130%以上140%未満	1.3
120%以上130%未満	1.2
110%以上120%未満	1.1
100%以上110%未満	1.0
100%未満	0

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬限度額は、2016年4月13日開催の臨時株主総会において、年額300,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人部分給与は含まない。）と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は5名であります。また、当該報酬とは別枠で、社外取締役を除く取締役に対し、株式給付信託を利用した業績連動型株式報酬制度を導入しております。

取締役の業績連動型株式報酬は、2020年2月20日開催の第15期定時株主総会において、当初信託契約期間である約3年間で175百万円を上限として金銭を信託に抛出し、取締役には各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位及び業績目標の達成度等に応じて算出されたポイント（1事業年度あたり11,000ポイントを上限とする。）に応じ、当該信託を通じて株式の交付が行われるとの内容で決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（社外取締役を除く。）であります。

監査役の報酬限度額は、2016年4月13日開催の臨時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の任意の諮問委員会である指名・報酬委員会における審議の結果を踏まえて、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、取締役会決議により取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

(4) 報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬	業績連動型 株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く。)	285,011	126,432	132,686	25,893	6名
監査役 (社外監査役を除く。)	18,144	12,096	6,048	—	1名
社外取締役	12,000	9,600	2,400	—	2名
社外監査役	12,000	9,600	2,400	—	2名

(注) 1.業績連動報酬として取締役に対して賞与を支給しております。業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標は、連結経常利益であります。また、当該指標を選択した理由は、当社グループの収益力を客観的に評価できる指標であるためです。

2.取締役（社外取締役を除く。）の業績連動型株式報酬の額には、当事業年度に係る費用計上額を記載しております。

3 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・取締役大津武は、JLLモールマネジメント株式会社取締役会長であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・取締役佐藤孝幸は、佐藤経営法律事務所代表、株式会社メイコー及び全研本社株式会社の社外監査役、並びにAI inside株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・監査役川野恭は、ルース総合会計事務所代表及び株式会社ルース・コンサルティング代表取締役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・監査役西野比呂子は、大知法律事務所パートナーであります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	出席状況	発言状況及び社外取締役が期待される役割に関して行った職務の概要
大 津 武	取締役	取締役会16/16回(100%)	経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、経営に有用な発言を積極的に行っております。重要事項の決定に関し、様々な視点から提言を行うなど、社外取締役としての役割を適切に果たしております。
佐 藤 孝 幸	取締役	取締役会16/16回(100%)	主に弁護士としての専門的な知見を有しており、経営に有用な発言を積極的に行っております。重要事項の決定に関し、法律・コンプライアンスの視点から提言を行うなど、社外取締役としての役割を適切に果たしております。
川 野 恭	監査役	取締役会16/16回(100%) 監査役会14/14回(100%)	主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
西 野 比呂子	監査役	取締役会16/16回(100%) 監査役会14/14回(100%)	主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

4 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、業務執行取締役等でない取締役及び監査役全員と当該契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令で定める額としております。

5 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の会社法上の取締役、監査役及び執行役員制度上の執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

被保険者が業務遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る法律上の損害賠償金及び争訟費用は、当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約には、被保険者の違法な私的利益供与、インサイダー取引、犯罪行為等による賠償責任は填補の対象とされない旨の免責事項が付されております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年11月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,575,914	流 動 負 債	2,128,446
現金及び預金	4,193,330	買掛金	168,205
売掛金	5,127	1年内返済予定の長期借入金	37,280
販売用不動産	168,903	リース債務	5,369
仕掛販売用不動産	95,760	未払法人税等	265,419
未成業務支出金	40,022	前受金	1,252,557
その他	72,770	預り金	15,707
固 定 資 産	874,397	株式給付引当金	33,497
有形固定資産	329,756	その他	350,410
建物及び構築物	216,911	固 定 負 債	547,750
工具、器具及び備品	3,491	長期借入金	202,792
リース資産	109,353	リース債務	122,866
無形固定資産	168,771	資産除去債務	52,374
のれん	161,423	長期前受収益	31,379
ソフトウェア	7,347	長期預り保証金	136,243
投資その他の資産	375,869	その他	2,095
投資有価証券	90,581	負 債 合 計	2,676,197
長期貸付金	5,042	純 資 産 の 部	
差入保証金	143,078	株 主 資 本	2,770,989
破産更生債権等	23,658	資本金	789,647
繰延税金資産	128,719	資本剰余金	789,647
その他	13,490	利益剰余金	1,801,442
貸倒引当金	△28,701	自己株式	△609,747
		新株予約権	2,148
		非支配株主持分	977
		純 資 産 合 計	2,774,114
資 産 合 計	5,450,312	負 債 及 び 純 資 産 合 計	5,450,312

連結損益計算書 (2020年12月1日から2021年11月30日まで)

		(単位：千円)
科 目	金 額	
売 上 高		5,432,354
売 上 原 価		3,726,568
売 上 総 利 益		1,705,785
販売費及び一般管理費		980,873
営 業 利 益		724,912
営 業 外 収 益		
受取利息	362	
受取配当金	110	
受取補償金	1,681	
還付加算金	1,224	
その他	31	3,409
営 業 外 費 用		
支払利息	10,009	
持分法による投資損失	1,229	
支払手数料	3,805	15,045
経 常 利 益		713,276
特 別 損 失		
投資有価証券評価損	55,794	
減損損失	18,138	73,933
税金等調整前当期純利益		639,342
法人税、住民税及び事業税	300,379	
法人税等調整額	△68,378	232,001
当 期 純 利 益		407,341
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△129
親会社株主に帰属する当期純利益		407,470

計算書類

貸借対照表 (2021年11月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,955,115	流動負債	677,024
現金及び預金	2,398,309	買掛金	17,444
売掛金	2,116	1年内返済予定の長期借入金	37,280
販売用不動産	168,903	リース債務	5,369
仕掛販売用不動産	95,760	未払金	227,013
未成業務支出金	2,629	未払費用	4,298
前払費用	53,703	未払法人税等	239,775
未収入金	223,989	前受金	9,081
その他	9,704	預り金	14,259
固定資産	1,035,281	前受収益	33,754
有形固定資産	329,756	株式給付引当金	33,497
建物	215,837	その他	55,251
構築物	1,074	固定負債	525,068
工具、器具及び備品	3,491	長期借入金	202,792
リース資産	109,353	リース債務	122,866
無形固定資産	6,867	資産除去債務	52,374
ソフトウェア	6,867	長期前受収益	8,697
投資その他の資産	698,658	長期預り保証金	136,243
投資有価証券	35,205	その他	2,095
関係会社株式	409,954	負債合計	1,202,093
出資金	2,000	純資産の部	
長期貸付金	5,042	株主資本	2,786,155
差入保証金	142,478	資本金	789,647
破産更生債権等	23,658	資本剰余金	789,647
長期前払費用	10,490	資本準備金	789,647
繰延税金資産	98,529	利益剰余金	1,816,609
貸倒引当金	△28,701	その他利益剰余金	1,816,609
		繰越利益剰余金	1,816,609
		自己株式	△609,747
		新株予約権	2,148
		純資産合計	2,788,303
資産合計	3,990,396	負債及び純資産合計	3,990,396

損益計算書 (2020年12月1日から2021年11月30日まで)

		(単位：千円)
科 目	金 額	
売上高		3,688,608
売上原価		2,447,638
売上総利益		1,240,970
販売費及び一般管理費		824,062
営業利益		416,907
営業外収益		
受取利息	351	
受取配当金	132,880	
経営指導料	203,626	
その他	2,600	339,458
営業外費用		
支払利息	10,000	
支払手数料	3,805	13,805
経常利益		742,560
特別損失		
投資有価証券評価損	55,794	
減損損失	18,138	73,933
税引前当期純利益		668,626
法人税、住民税及び事業税	249,357	
法人税等調整額	△58,569	190,788
当期純利益		477,838

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年1月18日

株式会社 フィル・カンパニー
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森田 健司 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 倉本 和芳 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フィル・カンパニーの2020年12月1日から2021年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フィル・カンパニー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年1月18日

株式会社 フィル・カンパニー
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森田 健司 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 倉本 和芳 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フィル・カンパニーの2020年12月1日から2021年11月30日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年12月1日から2021年11月30日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年1月20日

株式会社フィル・カンパニー 監査役会

常勤監査役	金子 麻理 ㊟
監 査 役 (社外監査役)	川 野 恭 ㊟
監 査 役 (社外監査役)	西 野 比呂子 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図



 開催日時

2022年2月22日 (火) 午前10時
(受付開始：午前9時30分)

 開催場所

東京都千代田区九段北1丁目8番10号
住友不動産九段ビル 3階
ベルサール九段 ホール A+B
電話番号：03-3261-5014

※会場へのお車でのご来場はご遠慮ください
ますようお願い申し上げます。

 交通のご案内

- 東京メトロ半蔵門線
- 都営地下鉄新宿線
「九段下」駅「5番出口」徒歩5分
- 東京メトロ東西線
「九段下」駅「7番出口」徒歩3分

株式会社 フィル・カンパニー

東京都千代田区富士見二丁目12番13号
<https://philcompany.jp>

